

議案第 9 号

おいらせ町民プール条例の制定について

おいらせ町民プール条例を別紙のとおり定める。

平成30年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

おいらせ町民プールの供用を開始するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定により、公の施設の設置及び管理について必要事項を定めるため提案するものである。

おいらせ町民プール条例

(設置)

第1条 町民の心身の健全な発達とスポーツ・レクリエーションの振興を図るとともに、学校教育における体育活動の用に供するため、おいらせ町民プール（以下「町民プール」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 町民プールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
おいらせ町民プール	おいらせ町山崎2564番地

(管理運営)

第3条 町民プールは、おいらせ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理し、運営する。

(使用料)

第4条 町民プールの使用料は、無料とする。

(利用の許可及び条件)

第5条 町民プールを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、町民プールの管理運営上必要があるときは、前項の許可に当たって、その利用について条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 教育委員会は、町民プールの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 管理上支障があると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他教育委員会が不適當と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、町民プールの利用条件を変更し、又はその利用を停止し、若しくは利用許可を取消することができる。

(1) この条例又は条例に基づき規定された規則に違反したとき。

(2) 虚偽の申請により利用の許可を受けたとき。

(3) 利用の許可後に前条各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当することとなったとき。

(4) 公益上、やむを得ない事由が発生したとき。

2 前項の規定（同項第4号の場合は、災害等による緊急の必要があるときに限る。）により利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取消した場合において、当該変更、停止又は取消により、利用者に損害を及ぼすことがあっても、教育委員会はその賠償の責めを負わない。

（原状回復の義務）

第8条 利用者は、町民プールの利用が終わったとき、又は利用を取消されたとき、若しくは利用を停止されたときは、直ちにその利用の施設、設備又は器具類を原状に回復し、教育委員会に返還しなければならない。ただし、教育委員会がその義務を免除したときは、この限りではない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会が代行し、その費用を利用者から徴収する。

（損害賠償の義務）

第9条 利用者は、その利用により町民プールの施設、設備及び器具類等を損傷し、又は汚損し、及び紛失したときは、教育委員会の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はそれによって生じた損害の賠償をしなければならない。

（管理の委託）

第10条 教育委員会は、町民プールの管理事務を他に一部委託する

ことができる。

(指定管理者による管理)

第 1 1 条 町民プールを効率的に運営するため、管理運営に関する業務の全部又は一部をおいらせ町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 1 6 8 号）により指定された指定管理者にこれを代行させることができる。

(指定管理者の業務)

第 1 2 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 町民プールの利用許可に関する業務
- (2) 町民プールの施設等の維持管理に関する業務
- (3) その他教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第 1 3 条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく教育委員会規則その他教育委員会が定めるところに従い、町民プールの管理を行わなければならない。

(委任)

第 1 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。